（前のページより続き）

国指定片野鴨池鳥獣保護区及び同片野鴨池特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　九
国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（三重県区域）（同）
国指定大台山系鳥獣保護区大台山系特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（奈良県区域）（同）

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十四年五月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続終了決定、国営土地改良事業計画（笛吹川沿岸・伊那西部）、鉄道財団用紙閉鎖、北富士演習場に係る住宅防音区域及び移転補償区域の指定及び指定の解除関係　一二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一九

会社その他

会社決算公告

規　則

○会計検査院規則第五号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月十七日

会計検査院長　重松　博之

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「又は児童手当及び子ども手当支払証明書」を「又は児童手当及び子ども手当支払証明書」に改める。

第五号の三書式を次のように改める。

第五号の三書式（第三十九条関係）

児　童　手　当　支　払　証　明　書

（　年　月支給分）

支　給　額	備　考
円	

上記支給額は、何某ほか何名に支払ったことを証明する。

年　月　日　職　官　氏　名　印

参　考　子ども手当の支払を行った場合には、「支給額」欄に児童手当及び子ども手当の支給額を一括して記載することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、平成二十四年六月分以降の計算証明について適用する。